等級及び職制上の階段ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

(1)行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は職務の困難度、責任の程度が同等の職務にある者	24	20%	主事	22	38	32%	係員級
				技師	1			
				保健師	1			
				計	24			
2級	主査又は職務の困難度、責任の程度が同等の職務 にある者	14	12%	主査	14			
				計	14			
3級	係長若しくは主任主査又は職務の困難度、責任の 程度が同等の職務にある者	27	23%	主任主査	25	27	23%	係長級
				主任技査	1			
				主任保健師	1			
				計	27			
	課長、主幹若しくは課長補佐又は職務の困難度、責任の程度が同等の職務にある者	50	42%	課長	9	54	45%	課長級
				あおぞらこども園長	1			
				会計管理者	1			
4級				室長	2			
				議会事務局長	1			
				主幹	31			
				技幹	4			
				専門員	1			
				計	50			
5級	参事の職務にある者	3	3%	参事	3			
				計	3			
6級	困難な業務を処理する参事の職務のうち、町長が認 める者	1	1%	参事	1			
				計	1			
·		119	100%					

| | | ※再任用職員も含む

(2)技能労務職給料表

	7	合計		内訳		職制上の段階		
等級		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 守衛又は巡視の職務 2 用務員等の職務 3 労務作業員等の職務 4 事務見習又は技能見習等の職務	0	Ο%	計	0			
2級	1 自動車運転手の職務 2 一般技能職員の職務 3 電話交換手の職務 4 困難な業務を行う用務員等の職務 5 相当の経験を必要とする労務作業員等の職務 6 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務	1	100%	用務員	1	1	100%	係員級
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運 手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする作業を行う 一般技能職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手 の職務 4 特に困難な業務を行う用務員等の職務 5 特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 6 職務の内容及び責任の程度が前2号と同等と認 められる労務作業員等の職務	0	Ο%	計	0	0	0	主任級
		1	100%		•		•	•